補助の対象となる費用について

■総合支援のうち「耐震改修」の補助対象となる費用は、以下のとおりです。

１　補強工事費用

・木工事　　：筋交い、合板、金物等の新設
・基礎補強工事：既存基礎の増打補強、基礎のひび割れ補修、玉石基礎足固め
・屋根改修工事：軽量化を目的とした葺き替え
・減築工事　　：耐震性能の向上を目的とした減築

２　付帯工事費用

・仮設工事　　：補強工事を行うために最低限必要な範囲の仮設
・内外装工事　：内外装復旧は原則、現況仕上同程度とし工事対象範囲は下図とする
・建具工事　　：建具復旧は原則、現況の再利用とする。ただし、補強工事が原因で取替えを要する場合のみ、同程度仕様の新設費とすることができる
・設備復旧工事：設備機器は原則、現況の再利用とする。その他補強工事に伴う配管や配線の切り回し、改修に伴う設備機器（便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取り付け
・解体工事　　：補強工事に伴う解体、廃棄物処理

３　その他費用

・現場管理等：補強工事に伴う現場管理
　上記費用に関する諸経費

（内外装工事対象範囲）

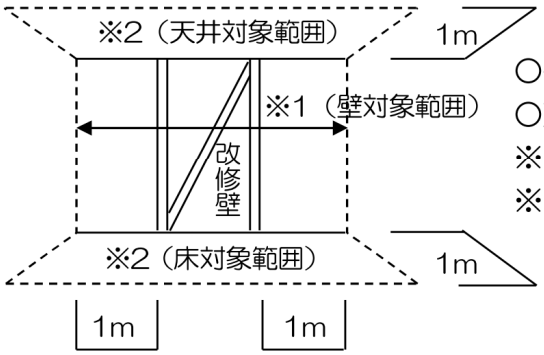

〇外壁・内壁の木工事対象範囲は「※１」とする。
〇天井・床の復旧工事対象範囲は「※２」とする。
※１：耐震改修する壁幅に両側最大１ｍを加えた範囲
※２：耐震改修する壁面から最大１ｍの範囲

建物の維持修繕（リフォーム）、耐震補強設計（設計監理費用を含む）などの費用は補助の**対象外**となります。